

○龍ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則

平成7年12月31日

規則第26号

改正 平成12年3月31日規則第18号

平成13年12月11日規則第53号

平成15年8月4日規則第43号

平成19年9月28日規則第39号

平成22年6月18日規則第30号

平成29年4月28日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例（平成7年龍ヶ崎市条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

第3条 条例第2条第1項第5号に規定する有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）及びその他とする。

2 条例第2条第1項第6号に規定する自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号に規定する船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号に規定する航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号に規定する美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

(資産等報告書等)

第4条 条例第2条第1項に規定する資産等報告書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第2条第2項に規定する資産等補充報告書は、様式第2号によるものとする。

(所得の金額)

第5条 条例第3条第1号イに規定する規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

(所得等報告書)

第6条 条例第3条に規定する所得等報告書は、様式第3号によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所得等報告書は、納税申告書の写しをもってこれに代えることができる。この場合において、条例第3条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(報酬)

第7条 条例第4条に規定する報酬とは、金銭による給付をいう。

(関連会社等報告書)

第8条 条例第4条に規定する関連会社等報告書は、様式第4号によるものとする。

(期限の特例)

第9条 条例第2条第1項に規定する資産等報告書、同条第2項に規定する資産等補充報告書、条例第3条に規定する所得等報告書及び条例第4条に規定する関連会社等報告書（以下「報告書」という。）の作成の期限が市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とする。

(報告書の訂正)

第10条 報告書を訂正しようとする場合には、市長は、訂正届を作成し、訂正の箇所に押印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正した部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第11条 条例第5条第2項の規定により報告書の閲覧を請求しようとする者は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、閲覧を請求することができる。

2 前項の規定により報告書を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、別に定める場所で、資産等報告書等閲覧受付簿(様式第5号)に所定の事項を記入しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例付則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第2条、第3条、第4条第1項及び第9条から第11条までの規定を準用する。

付 則(平成12年3月31日規則第18号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月11日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

付 則(平成15年8月4日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年9月28日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定並びに様式第1号及び様式第2号の改正規定(郵便貯金を削る改正規定は除く。)は、平成19年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の龍ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、この規則の施行の日前に有していた郵便貯金及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金は、預金とみなす。

付 則（平成 22 年 6 月 18 日規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 29 年 4 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

龍ヶ崎市長

印

1 土地

所	在	面	積	固定資産税の課税標準額	摘	要
			m ²	円		

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所	在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
		m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券，地方債証券，社債券及びその他の別を記入し，その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘柄	株数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種	類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種	類	数	量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種	類	数	量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

龍ヶ崎市長

印

1 土地

所	在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
		m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種類	額面金額の総額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘	柄	株数
株			株
券			

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

(1) 自動車

種類	数量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種	類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種	類	数	量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種	類	数	量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	円
--------	---

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

所得等報告書

龍ヶ崎市長

印

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			
受贈財産の課税価額		円	

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

- 様式第 1 号 (第 4 条関係)
- 様式第 2 号 (第 4 条関係)
- 様式第 3 号 (第 6 条関係)
- 様式第 4 号 (第 8 条関係)
- 様式第 5 号 (第 1 1 条関係)